

大阪柔整保険部だより

OSAKA JUDO THERAPIST ASSOCIATION
OSAKA JUDO THERAPIST COOPERATIVE



ダイジェスト版

医療機関を受診された被災者の方々へ

平成 23 年 7 月 1 日から医療機関の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関において、保険診療を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっていますが、平成 23 年 7 月 1 日からは、保険診療を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。

2. 医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成 23 年 7 月 1 日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ ただし、被災により免除証明書の交付が困難な一部の市町村の国保又は後期高齢者医療制度の加入者については、当分の間、免除証明書は必要ありません。(具体的な市町村名については、5月中旬以降にお知らせします。)

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

**◎ご加入の医療保険の保険者への
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。**

●平成 23 年 7 月 1 日以降の被保険者証等の提示について

(1)原則として、通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること。

(2)被保険者証等の提示を行うことができない場合、

①被用者保険の被保険者等の場合

・患者の氏名、生年月日、連絡先、被保険者氏名、事業所名、所在地

②国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の場合

・患者の氏名、生年月日、住所、連絡先

申請書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。なお、他の記入項目について通常どおり記載。
速やかに被保険者証等の再交付を受けるよう周知するとともに、再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該施術所に連絡するように伝えること。

●一部負担相当額の取扱いについて

保険者が交付する一部負担金等の免除証明書の提示があった場合には、災害救助法等の適用市町村以外の施術所においても当該取扱いを行うことができることとする。

※対象地域

(1)① 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村(東京都を除く。)のうち、岩手県全 34 市町村、宮城県全 35 市町村、福島県全 59 市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬群利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市、習志野市、我孫子市又は浦安市

② 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村(東京都を除く。)のうち、長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町

③ 被災者生活再建支援法(平成 15 年法律第 66 号)の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町に住所を有する(地震の発生以後、①、②又は③の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の被保険者であること。

柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書は、通常取扱いにより作成し、申請書の上部に赤色で「災」と記載するとともに、他の申請書と区分して提出すること。

変更前	変更内容	変更後	変更日
サクサ健康保険組合 06135511	被保険者証変更	サクサ健康保険組合 06142178	H22 年 6 月 1 日

療養費支給申請書取り扱いについて

旧レセプト用紙は 6 月施術分まで使用可能です。7 月施術分以降は新用紙のみとなりますのでご注意ください。(提出月ではありません)

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

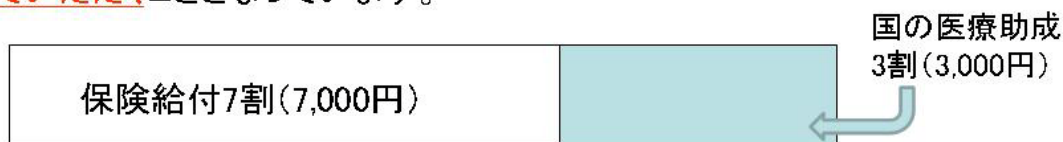
例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。